

ID: 1644

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

| | | | |
|---|--------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 特定緑地管理機構の指定 | | |
| 法令名根拠条項 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 第46条第1項 | | |
| 法令番号 | 平成24年法律第84号 | | |
| 【基準】 | | | |
| <p>法第46条の規定による。 (特定緑地管理機構に係る指定等)</p> <p>第46条 低炭素まちづくり計画に第7条第3項第4号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該低炭素まちづくり計画を作成した市町村の長は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人であって、都市緑地法第69条各号に掲げる業務(同条第1号に掲げる業務にあつては、当該市町村の区域内におけるものに限る。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定緑地管理機構として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定された特定緑地管理機構については、都市緑地法第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構とみなして、この法律及び都市緑地法の規定を適用する。この場合において、第38条第4項中「都道府県知事」とあるのは「第46条第1項の市町村(以下「特定市町村」という。)の長」と、第39条から第41条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第24条第5項中「都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第46条第1項の市町村(以下「特定市町村」という。)の長」と、同法第25条から第27条まで、第68条第2項から第4項まで、第71条及び第72条中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同法第27条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第77条第3号中「第71条の規定による都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第46条第2項の規定により読み替えて適用する第71条の規定による特定市町村の長」とする。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 28 年 7 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |